

分類		性能向上計画認定申請	性能向上計画変更認定申請		
適合証あり(注1)	一戸建て住宅	5,800	4,100		
	住宅部分 (注3)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000	
		当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	23,800	16,700	
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	52,800	37,000	
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	94,700	66,500	
		当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	119,000	83,500	
		当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	148,000	103,000	
	一戸建て住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000	
		当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	19,500	13,800	
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	31,600	22,200	
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	94,300	66,100	
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	149,000	104,000	
当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満		188,000	132,000		
当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	235,000	165,000			
一戸建て住宅	誘導仕様基準 (注5)	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	20,700	14,300	
		当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	22,200	15,100	
	仕様・計算併用法 (注6)	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	30,100	21,100	
		当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	33,200	23,300	
	標準計算法 (注7)	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	40,200	28,300	
		当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	44,900	31,500	
適合証なし(注2)	住宅部分 (注3)	誘導仕様基準 (注5)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	38,700	26,800
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	66,900	46,500
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	120,000	84,800
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	183,000	127,000
		仕様・計算併用法 (注6)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	59,800	42,000
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	100,000	70,500
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	175,000	122,000
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	256,000	179,000
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	304,000	213,000
			当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	354,000	248,000
		標準計算法 (注7)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	81,000	56,800
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	135,000	94,600
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満		229,000	161,000	
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満		329,000	231,000	
	当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満		390,000	273,000	
	当該部分の床面積の合計25,000㎡以上		449,000	314,000	
	非住宅部分 (注4)	モデル建物法 (注8)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	102,000	71,600
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	129,000	91,100
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	171,000	119,000
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	276,000	193,000
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	361,000	253,000
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	434,000	304,000
		標準人力法等 (注9)	当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	509,000	357,000
			当該部分の床面積の合計が300㎡未満	266,000	186,000
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	334,000	234,000
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	431,000	301,000
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	615,000	430,000
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	758,000	531,000
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	896,000	627,000
			当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	1,020,000	715,000

注1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が別に定めるものが提出された場合

注2 (注1)以外の場合

注3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号、以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分

注4 基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分

注5 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に定める基準

注6 住宅部分の基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率(以下「外皮性能」という。)を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の同項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)を基準省令第10条第2号ロの基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を同号イの基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法  
基準省令第10条第2号イ及びロの基準により評価する方法

注8 一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の同号イに規定する年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法

注9 実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法